風の子

校訓　心ゆたかな子　かしこい子
たくましい子　自らはげむ子

学校教育目標　自ら学ぶ　心ゆたかな　たくましい児童の育成

学校だより　No.３　令和５年５月８日　水戸市立堀原小学校

新型コロナウイルス感染症の５類移行後の主な対策について

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が、５月８日から施行されることに伴い、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が下記のように改訂されました。

これまでの約３年半、マスク着用や手指消毒、３密を徹底的に避ける学校生活を続けてきた児童には、急な変化に戸惑うこともあるかもしれませんが、下記の内容について、児童が「分かった」「できた」「嬉しい」と実感できる場を増やし、安心して学校生活を送ることができるよう、取り組んでまいります。ご協力お願いいたします。

◆感染状況が落ち着いている時の対応

項　　目	主な対策・留意事項
感染者の出席停止期間	・発症から５日を経過し、かつ、症状軽快後１日を経過するまでは出席停止（６日目以降に登校可能）とします。
児童の登校	・児童が発熱、咳等の症状がある場合は、自宅で休養し、無理をしないようお願いします。この場合、出席停止ではなく、「欠席」となります。
濃厚接触者の待機期間	・「濃厚接触者」そのものがなくなりました。 ・同居家族内に感染者や風邪等の症状がある場合も、児童に症状等がなければ、登校を控える必要はありません。ただし、宿泊を伴う学習は、活動開始日に無症状であり、当該日に抗原検査を実施して陰性が確認された場合に参加することができます。
学級閉鎖	・学級において、児童の感染率が２０％に達した場合は、学校医と相談し、５日程度を目安に学級閉鎖を実施します。
体温チェック	・毎日の体温チェックを学校に提出する取り組みは不要となりました。
身体的距離の確保	・確保する必要はない。
手洗い・換気	・こまめに実施。
マスクの着用	・マスクの着用を求めません。
グループ学習、合唱・リコーダーの演奏、接触したりする運動	・健康観察や換気、手洗いの指導等を除き、特段の対策は不要。
学校行事、遠足、宿泊学習	・健康観察や換気、手洗いの指導等を除き、特段の対策は不要。
給食	・手洗いを徹底する。 ・食事の時は、飛沫を飛ばさないように注意をする。ただし「黙食」は必要ない。
休み時間	・特になし